

旭川医科大学病院臓器別診療体制に関する要項の一部を改正する要項を次のように定める。

(令和元年5月15日病院長裁定)

旭川医科大学病院臓器別診療体制に関する要項の一部を改正する要項

旭川医科大学病院臓器別診療体制に関する要項(平成17年1月12日病院長裁定)の一部について、下表右欄(「現行」欄)を、同表左欄(「改正後」欄)のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改 正 後	現 行
<p>(略)</p> <p>(臓器別診療科)</p> <p>第3条 次の各号に掲げる診療科に、それぞれ当該各号に定める臓器別診療科を置く。</p> <p>(1) 第一内科 循環器内科，腎臓内科，呼吸器内科，消化器内科</p> <p>(略)</p> <p>(10) 麻酔科蘇生科 麻酔科蘇生科，<u>心臓血管麻酔科</u>，ペインクリニック，緩和ケア科</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、令和元年5月15日から実施する。</u></p> <p>【改正理由】</p> <p>麻酔科蘇生科に新たな臓器別診療科が置かれることに伴い、所要の改正を行うものである。</p>	<p>(略)</p> <p>(臓器別診療科)</p> <p>第3条 次の各号に掲げる診療科に、それぞれ当該各号に定める臓器別診療科を置く。</p> <p>(1) 第一内科 循環器内科，腎臓内科，呼吸器内科，消化器内科</p> <p>(略)</p> <p>(10) 麻酔科蘇生科 麻酔科蘇生科，ペインクリニック，緩和ケア科</p> <p>(略)</p>